

議長 日程第14「議会ICT化に向けたタブレット端末の導入に関する委員会報告（議会改革推進委員会）」を議題といたします。

委員長からの報告を求めます。6番 井上君。

議会改革推進委員長 それでは、議会改革推進委員会としまして、議会ICT化に向けたタブレット端末の導入の検討を行ってまいりましたので、その結果をですね、皆さんに報告をしたいと思えます。令和5年8月9日、松田町議会議長 飯田一殿。議会改革推進委員会委員長 井上栄一。

議会ICT化に向けたタブレット端末の導入に関する委員会報告書。

1、経過。1、先進導入された寒川町議会の視察を令和4年7月に行いました。

2、先進導入された湯河原町議会の視察を令和4年10月に行いました。

議会全員協議会へ機種決定等の報告及び協議をですね、令和5年6月に行い、議会全員協議会への検討等の中間報告を令和5年の7月に行ってください。

委員会としまして、最終報告に向けたまとめを令和5年の8月に行ったということでございます。

2番、タブレット端末の導入検討の目的につきましては、ICTシステム、端末ですね、ハードウェアとアプリケーションを導入し、その利便性を生かして議会機能の強化を推進をします。資料の電子データ化により、情報共有をより円滑に推進するとともに、資料を蓄積をし、議案資料等を過去のデータも含めてですね、検索・比較を行うことにより、今後の議会活動をより有効にするよう活用を図っていくことを目的としています。

3番、目的別の論点整理、タブレット端末の導入による議会機能の強化ということでございます。1、議会の活性化、議員の資質向上としてですね、ア、調査研究資料の充実。イ、議案審議、委員会活動等での活用。ウ、町民への迅速・的確な情報提供を行うことができる。2、危機管理体制の強化としまして、ア、災害情報の収集及びその収集した情報データ等をですね、共有ができる。

3、議会運営の効率化としまして、ア、議会のスケジュール等の情報の正確・迅速な共有。イ、大量の資料整理が不要。ウ、複数の資料の持ち運びが不要と

なる。エ、膨大な紙資料を削減することによるメリットがあります。オ、資料準備のための事務作業の軽減。印刷、コピー等がですね、PDFファイルを作成することによって省力化ができるということでございます。

4、タブレット端末の活用とシステムや機能の想定。1、議案審議への活用です。2、議員活動への活用。3、町民への迅速・的確な情報提供。4、委員会活動への活用。5、迅速な情報伝達。6、議会スケジュールの共用。7、議会情報の共有。裏面ですね、続きまして、8、緊急情報の確認。9、安心安全情報の確認。10、災害時の被害状況の報告。11、ハードウェアのほうの機能といたしましては、A4サイズの実表示ができる機種として、iPad Proの12.9インチモデルであるそうですね、実サイズが表示できるということで、これに決定をいたしました。12、ペーパーレス会議システムの導入。これらを議会活動、議員活動の中で使用する際にですね、使用するシステムをですね、スマート。端末への、これはですね、端末への自動配信、説明時の画面の同期表示、全文検索機能、メモ機能等を備えているシステムでございます。13、インターネットウェブサイトの閲覧を、これはiPad Pro単体でもできると。14、カレンダー表示、オフライン閲覧可能、メール機能、その他タブレットとしてのインターネット機能を利用することができる。

5、個別の検討課題。1、インターネットへの接続環境。ア、セルラーモデル、これは通信会社のSIMカードを利用する方式による、Wi-Fi環境のない場所でも、あとは災害時等でもですね、通信ができ、システムの利用やインターネットが利用できる。2、タブレット端末のシステム導入費用及び運用経費。ア、タブレットのリース料、通信費を検討をしてみました。3、セキュリティや管理体制。ア、セキュリティ対策はアップル社の専用ソフトウェアで基本的には対応をしている。イ、機器を各議員へ貸与、保管する。これらの責務は貸与された議員自身によるということでございます。ウ、故障や破損、紛失などの対応や対策を事前に決めてですね、それから議員への貸与をする必要があるのではないかとということでございます。4、私的目的での使用禁止についての検討。ア、私的目的の端末使用禁止の範囲や方法についての検

討がこれから必要です。5、他町議会の先行事例やタブレット導入に向けた研究状況の調査。アとしましては、令和4年の7月に寒川町議会を視察をいたしました。寒川町議会は導入から8年で、県内ですね、町村としても議会として先行的に導入をされています。機種はiPadで、全議員へ貸与をしています。通信環境としましては、セルラーモデルということで、システムについてはモアノートを導入しております。イ、令和4年10月の湯河原町議会を視察した状況です。湯河原町は導入から3年を経過して、議会が先行をして、行政よりもですね、先に先行導入をしていると。機種はiPad。これはですね、一応一番上の11で書いてありますように、同じ機種、iPad Proの12.9インチをですね、湯河原町議会も使用をしていたと。貸与方法は議員へそのまま貸与で、モデルとしてはセルラーモデル。システムとしてはサイドボックスを導入しております。議会運営システムの選考について。これは3社によるデモンストレーションを実施し、システムや費用等の比較をして、その中で最もよかったもの、費用が安いものを比較検討をしました。種類、システムについては、モアノート社とですね、サイドボックス、スマートディスカッションの3社をですね、比較検討をしました。結果はですね、その上段の12に書いてございますように、ペーパーレス会議システムとしてはスマートディスカッションが一番適当だという委員会での結論が出ました。

6、導入に向けたスケジュール。今後ですね、1としまして、令和5年度の当初予算にです。当初予算にはですね、10月から3月までの6か月分が計上済みとなっております。2、運用開始時期は令和5年9月の議員選挙による改選後に導入をし、10月以降、初期設定、操作研修を実施し、運用を開始していくスケジュールでございます。

7、導入に関し必要となる規程あるいは申合せ、導入方法によるところにつきましては、1、タブレット端末貸与。議員全員に貸与をいたしますので、これに関する規程整備。2、タブレット端末の使用範囲に関する規程の整備。3、セキュリティーに関する規程。どの程度までセキュリティー対策をしていくのかという規程です。4、議場、委員会室等でのタブレット等ICT機器の使用

に関する規程。今はですね、会議規則の中でこれに抵触する部分はないという形の中でやっていますが、今後は会議規則等の改正、規則等へですね、タブレットの使用について明記する必要があるのではないかと結論が出ました。

以上です。よろしく御検討ください。

議 長 議会改革推進委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋藤 この4番のタブレット端末の活用システム機能の想定の中に、その町民への迅速・的確な情報提供とありますけれども、これ預かったそのタブレットを使って、例えば自分の関係者へ情報を提供する、メールなり何なりでやっていくとか、そういったものが想定されるんですけども、それらのことをすぐに来てしまう可能性もあるんですけども、それがセキュリティーの問題で相手側に行ったときとか、そこでつながっていくことについて、セキュリティーがどうなってるのかなど。あと、それらどんどん増やしていくことによって、これiPadですと、多分、この機械の持っている性能がどのぐらいか分からないんですけども、iCloudのほうに物を上げてからやるようになるのかなど。ただ、iCloudを無料で使えるのは5ギガまでだと思うんですよ。先ほどPDFでやられるというようなことで、意外とPDF結構使いますので、その辺がこの大量の資料に対して対応ができるのか。それとも、そのクラウドをまた増やしていかなきゃいけないのかなって思うんですけど、そういった予算も今後検討しなきゃいけないと思うんですけど、そういったことはどうなってますか。

6番 井上 今のですね、御質問の中で、町民への対応というのはですね、今おっしゃったような形です。例えば災害等があれば、その災害の現場等からですね、または災害の地域に集まった人に対して、町からの情報提供をするのに使うというふうなことで考えています。

あとですね、その容量的な問題ですけども、これはですね、議会議案等の資料につきましては、こちらのですね、スマートディスカッションという会社のサーバーを経由しますので、iCloudにですね、そこにためておくということではなく、こちらの、これはね、キッセイコムテックという会社のシス

テムですので、そちらを利用したサーバーを利用する。また、それにかかるですね、先ほど費用の検討をしたというのは、そちらでですね、サーバーの利用にかかる費用もですね、この計算の検討の中でですね、費用的にはこちらのサーバーを何ギガバイト使用した場合にはどうなるというふうな検討をしてですね、そちらにしましたので。特に i C l o u d のほうの容量を増やすということは現時点では考えておりません。

10番 齋藤 ありがとうございます。あと、個人でいろいろ持つと、今度自分の内容、その議案に対して自分の何か書き込みとか入れたりしていったり、足していかなきゃいけないと思うんですけど、それはマイドキュメント的なものが持てるのか。みんなでやってる、そちらの会社のクラウドに入る以外にそこの中に持てるのか、その辺はどうなってます。

6番 井上 議案等に係る部分ですね。例えば、今回決算書等が提示されましたけれども、ただ、その決算書の原本だけを閲覧するのではなく、当然それに対してですね、自分の必要なコメントとかですね、書き込みをしていかないと、実際にはですね、議案審議に活用ができにくいと。その場を見てその場で確認するだけではなく、事前に確認をして、そこに対する、例えば質疑項目とか様々なコメントとかですね、気のついたところとか、あとアンダーラインですね、そういうのをやると。そういうのは全部ですね、このペーパーレス会議システムの中にですね、含まれているということでございます。

10番 齋藤 分かりました。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で報告を終わります。